

香川県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 香川県における、いじめ問題の対策を総合的かつ効果的に推進するため、香川県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 香川県いじめ防止基本方針の策定に関すること
- (2) その他いじめ問題対策の総合的な推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関等のうち、別表に掲げる関係所属の職員及び学識経験者とし、香川県教育委員会教育長（第6条において「県教育長」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、県教育長が招集するものとする。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて学識経験者から意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、香川県総務部総務学事課の協力を得て、香川県教育委員会事務局義務教育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成26年1月10日から施行する。